



桐生市住生活基本計画(住宅マスタープラン)2021～2030(案)の 意見提出手続(パブリックコメント)を実施します

桐生市の住宅施策に係る課題を明らかにし、課題解決に向けた基本理念・目標を定めるとともに、具体的な住宅施策を示した「桐生市住生活基本計画(住宅マスタープラン)2021～2030(案)」について、市民の皆様からのご意見を募集します。

- 期 間 令和3年6月28日(月)～令和3年7月27日(火)
- 配布場所 桐生市役所4階建築住宅課・2階市民相談情報課、新里支所、黒保根支所
- 応募資格
- ・市内に住所を有する個人
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
 - ・市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ・市内の学校に在学する人
 - ・この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体

■提出方法

住所、氏名、電話番号及び案に対する意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 直接提出・・・桐生市役所4階建築住宅課へ提出してください(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。
- (2) 郵 送・・・〒376-8501 桐生市役所建築住宅課あて
- (3) ファクシミリ・・・0277-46-2307へ送信してください。
- (4) 電子メール・・・kenju@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。

※ 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けません。

■内容

国や群馬県の住宅施策の動向や桐生市のまちづくりの新たな流れを受け、「桐生市住生活基本計画(住宅マスタープラン)2021～2030(案)」として、今後10年間における具体的な住宅施策の展開方向を示し、様々な住宅施策を計画的・総合的に推進していく必要があるため策定(改訂)するものです。

※詳しくは、桐生市ホームページ

<https://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/koho/pubuliccomment/>をご覧ください。



【問い合わせ】

都市整備部 建築住宅課 住宅係
担当 松島
TEL 0277-46-1111(内線633)